

「第43回ランニング桜島大会」弁当調達業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 業務の名称

「第43回ランニング桜島大会」弁当調達業務（以下「弁当調達業務」という。）

2 業務の目的

「第43回ランニング桜島大会」に参加するランナーに鹿児島らしさを感じることができる内容の弁当を提供する。

3 業務の内容

別紙「「第43回ランニング桜島大会」ランナー用弁当仕様書」参照

4 委託料

1個あたり500円×発注個数

※委託料は消費税及び地方消費税額を含む。

5 契約期間

契約締結日から令和5年11月26日（日）まで

6 参加資格

告示第1号（令和5年8月22日）に定められた資格要件のとおり。

7 スケジュール

1	企画提案競技の参加資格等（告示）	令和5年8月22日（火）
2	質問書の受付	令和5年8月28日（月）まで
3	質問書に対する回答	令和5年8月30日（水）
4	企画提案競技参加申込書の受付期間	令和5年9月1日（金）まで
5	企画提案競技参加資格確認通知	令和5年9月4日（月）
6	企画提案書の受付期間	令和5年9月19日（火）まで
7	審査（試作弁当の提出）	令和5年9月20日（水）（予定）
8	決定通知・契約締結	令和5年9月下旬～

8 企画提案競技への参加申込手続

(1) 申込みの受付期間及び受付時間

ア 令和5年8月22日（火）から同年9月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(2) 申込書等の提出方法

提出先に直接持参すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案競技参加申込書（様式1）

イ 事業者概要（様式2）

ウ 業務実績（様式3）

エ 同意書（様式4）

オ 冷蔵車等確保手段概要（様式5）

カ 食品賠償保険証の写し（死亡・後遺障害補償が1億円以上であるもの）

(4) 提出部数

各1部

(5) 申込書等の提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

ランニング桜島大会実行委員会事務局（鹿児島市スポーツ課内）

電話 099-803-9621

FAX 099-803-9623

メールアドレス spo-kouryu@city.kagoshima.lg.jp

9 参加資格の確認

企画提案競技参加申込に関する提出書類について参加資格要件を満たしているか確認を行い、令和5年9月4日（月）までに、その結果を通知する。

10 説明会

実施しない。

11 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問がある場合は、8の(5)の提出先に令和5年8月22日（火）から8月28日（月）までに、電子メールで質問書（様式6）により行うこと。また、電子メール送信後、提出先に電話にて受信の確認を行うこと。

なお、質問書に対する回答は、令和5年8月30日（水）までに企画提案競技参加資格申込者全員にメールで行う。

1 2 企画提案の提出

(1) 受付期間

ア 企画提案書

令和5年9月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

イ 試作弁当

令和5年9月20日（水）

(2) 受付時間

ア 企画提案書

8の(1)のイと同じ

イ 試作弁当

午前11時から午前11時30分まで

(3) 企画案数

企画案は、提案者ごとに2案提出すること（A案、B案と記載すること。）。

(4) 企画提案書について

下記のアを1部、イを企画案ごとに5部提出すること。

ア 企画提案書提出書（様式7）

イ 企画提案書（企画案ごとにA4版片面2枚以内各部クリップ留め、カラー印刷可）

(5) 試作弁当について

企画案ごとに2個提出すること。

(6) 提出方法

提出先に直接持参すること。

(7) 提出先

8の(5)と同じ

(8) 注意事項

(4)イの企画提案書の表紙には、宛名「ランニング桜島大会実行委員会会長」、タイトル「第43回ランニング桜島大会」弁当調達業務企画書」及び提出年月日を記載する。ただし、提出部数のうち1部は提案者名を記載し、4部は、会社名やロゴなど提案者が特定できないようにすること。

(5)の試作弁当については、会社名やロゴなど提案者が特定できないようにすること。

1 3 失格条項等

(1) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

(2) 本告示、実施要領及び仕様書に記載のある必要事項を満たしていない場合

(3) その他実施要領の規定に違反した場合

1 4 業務の委託

審査で選定された事業者に対し、弁当調達業務を委託する（随意契約）。

なお、選定された者が、その後において、参加資格を満たさないことが判明した場合は、契約の締結を行わない。

1 5 その他

- (1) 提出書類は、返却しないものとする。
- (2) 提出書類の作成及び提出、試作弁当の製作など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (4) 選定結果に対する異議申立ては、一切認めないものとする。
- (5) 契約締結後の業務遂行については、ランニング桜島大会実行委員会の指示に従うとともに、疑義等がある場合は、速やかに同実行委員会と協議を行うこと。
- (6) 業務の実施に当たっては、ランニング桜島大会実行委員会と十分協議して進めることとし、企画案に対して指摘された事項を可能な限り改善すること。
- (7) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (8) 業務を第三者に再委託してはならない。